

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

二 作業種類

公共測量（河川管理）

三 作業地域

埼玉県児玉郡上里町

四 作業期間

令和五年六月一日から令和五年十二月二十八日まで